国際大気汚染防止証書（ＩＡＰＰ証書）の追補

構造及び設備に関する記録

注釈

1　この記録は、ＩＡＰＰ証書に常に添付しておく。ＩＡＰＰ証書は、いかなる時も船内に備えておく。

2　この記録は、少なくとも、英語、フランス語又はスペイン語で作成する。発給する国の公用語も使用する場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

3　記入欄には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合は「×」を、また「該当しない。」又は「適用がない。」の場合は「—」を記入する。

4　別段の定めがある場合を除くほか、この記録において、「規則」とは条約附属書Ⅵの規則をいい、「決議」又は「回章」とは国際海事機関が採択した決議又は回章をいう。

1　船舶の要目

1.1　船名 .....

1.2　国際海事機関船舶識別番号 .....

1.3　キールが据え付けられた日又は船舶が同様の建造段階に達した日 .....

1.4　長さ(L)注メートル .....

注　2016年１月１日以後に建造される船舶であつて、娯楽的目的のために特別に設計された、かつ、その目的のためにのみ使用されるものであり、第13規則5.2.1の規定に基づき同規則5.1.1に定める窒素酸化物の排出限度が適用されない船舶についてのみ記載すること。

2　船舶からの排出の規制

2.1　オゾン破壊物質（第12規則）

2.1.1　オゾン破壊物質（ハイドロクロロフルオロカーボンを除く。）を含んでいる次に掲げる消火装置その他の装置及び設備であって、2005年５月19日前に設置されたものは、引き続き使用することができる。

装置又は設備	船舶における設置場所	物質

2.1.2　ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFCs）を含んでいる装置であって、2020年１月１日前に設置された次のものは、引き続き使用することができる。

装置又は設備	船舶における設置場所	物質

2.2　窒素酸化物（NOx）(第13規則)

2.2.1　船舶に設置された船舶用ディーゼル機関であって次に掲げるものは、2008年に改正された窒素酸化物技術規則により、第13規則に定める排出限度に適合する。

	機関＃１	機関＃２	機関＃３	機関＃４	機関＃５	機関＃６
製造者及び型式						
製造番号						

用途							
出力（キロワット）							
回転速度（１分間当たりの回転数）							
設置日							
主要な改造を行った日	第13規則2.2に基づくもの						
	第13規則2.3に基づくもの						
第13規則1.1.2に基づく適用除外		□	□	□	□	□	□
第13規則３に基づく一次規制		□	□	□	□	□	□
第13規則４に基づく二次規制		□	□	□	□	□	□
第13規則2.2又は5.2に基づく三次規制		□	□	□	□	□	□
第13規則5.1.1に基づく三次規制		□	□	□	□	□	□
適合手法の存在		□	□	□	□	□	□
商業的に入手可能でない適合手法		□	□	□	□	□	□
適合手法の設置		□	□	□	□	□	□

2.3　硫黄酸化物（SOx）及び粒子状物質（第14規則）

2.3.1　船舶が、第14規則３に規定する排出規制海域内を航行する場合には、

2.3.1.1　硫黄の含有率が適用される限界値を超えないことが燃料油供給簿により証明される燃料油を使用する。 □

2.3.1.2　2.6に掲げる同等物であって、第４規則１の規定に基づき認められたものを使用する。 □

2.4　揮発性有機化合物（VOCs）(第15規則)

2.4.1　このタンカーは、ＭＳＣ／Circ.585に従って承認された蒸気を収集する装置を設置している。 □

2.4.2.1　原油を運送するタンカーについて、承認された揮発性有機化合物管理計画を備えている。 □

2.4.2.2　揮発性有機化合物管理計画の承認の識別符号 .....

2.5　船上焼却（第16規則）

この船舶は、次の船上焼却炉を有する。

.1　2000年１月１日以後に設置された船上焼却炉であって、決議ＭＥＰＣ76(40)（その改正を含む。）に適合するもの □

.2　2000年１月１日前に設置された船上焼却炉であって、次の決議に適合するもの

.2.1　決議ＭＥＰＣ59(33) □

.2.2　決議ＭＥＰＣ76(40) □